

第 2 回

広島市・湯来町合併研究協議会

会 議 録

(平成 16 年 9 月 10 日)

広島市・湯来町合併研究協議会

## 第2回広島市・湯来町合併研究協議会会議録

日時 平成16年(2004年)9月10日(金曜日) 午後3時00分～午後3時40分

場所 湯来町総合福祉センター 多目的ホール

### 出席委員

【広島市】	【湯来町】
秋葉 忠利	中島 正子
浅尾 宰正	山本 慣登
谷川 正徳	田中 義隆
金子 和彦	山本 孝好
平木 典道	田仲 昭嗣
倉本 忠宏	新本 三郎
山田 康	白井 忠
松浦 洋二	吉村 浩司
三宅 吉彦	田室 照雄
南部 盛一	寺岡 崇
大島 和夫	藤井 隆幸
	西廣 建治

### 議題

- 議題1 町の区域及び名称の取扱い(案)【協議番号第4号】
- 議題2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第5号】
- 議題3 使用料、手数料、負担金等の取扱い(案)【協議番号第6号】
- 議題4 補助金等の取扱い(案)【協議番号第7号】
- 議題5 財産区の取扱い(案)【協議番号第8号】

公開・非公開の別 公開

傍聴人の人数 20名

会議資料名 第2回広島市・湯来町合併研究協議会資料

(平城事務局長)

皆様方には、大変お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

まず、本年6月の広島市議会での副議長及び総務委員会委員長の交代に伴い、新しく本協議会の委員になられた方を御紹介いたします。

広島市議会の谷川副議長でございます。

倉本総務委員会委員長でございます。

次に、本日は、広島市の永田委員が公務により欠席しておりますので、御報告申し上げます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。1番上に「第2回広島市・湯来町合併研究協議会次第」、次に「委員名簿」、次に「配席図」、次に「第2回広島市・湯来町合併研究協議会資料」をお配りしておりますので御確認ください。

本協議会の議事は、規約により、会長が議長を務めることになっておりますので、これからは秋葉会長に進行をお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

(秋葉会長)

それでは議事を始めさせていただきますが、委員の皆様方にはお忙しいところ、また、今日は悪天候の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、「第2回広島市・湯来町合併研究協議会」を開催いたします。

まず、はじめに、私から一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、湯来町において第2回協議会を開催する運びとなり、会場を御準備いただきました湯来町の皆様には厚くお礼を申し上げます。本日、この会場までの景色を眺めながら、緑あふれる山々や清らかな溪流など、豊かな自然に恵まれた湯来町の魅力を改めて認識いたしました。

さて、現在、地方自治体を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあり、市町村合併による行財政基盤の強化は、もはや避けることのできない喫緊の課題となっております。こうした中、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、今後、湯来町との合併に向けて、全力で取り組みたいと思っております。引き続き、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

それでは、中島町長さんからもごあいさつをいただきたいと思っております。

(中島副会長)

失礼いたします。

本日は、秋葉市長様、浅尾議長様をはじめ、合併研究協議会委員の皆様方、広島市の関係職員の皆様方の御来町を、湯来町民を代表いたしまして心から歓迎申し上げます。

先の台風18号では、湯来町におきましても、山崩れや倒木などで、ここ最近にない被害を受けております。また停電などで町民生活に支障があるところがございます。こうした中、このたびは、広島市水道局の御厚意によりまして給水車をお貸しいただくなど、多くの御支援をいただいております。この場を借りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、貴市と湯来町との合併に向けましては、広島市の皆様方には、精力的な取組みをいただいております。湯来町といたしましても、諸課題の整理、解決に向けて全力で取り組んでおります。

どうか、よりよい合併が一日も早く実現いたしますように、引き続き御配慮いただきますよう、切にお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

(秋葉会長)

ありがとうございました。

本日の会議は、出席委員、これは23名でよろしいのでしょうか。広島市・湯来町合併研究協議

会規約第7条第3項の規定による定足数を満たしております。本日は、行政制度等の調整方針案について、協議を行うことにしております。皆様方の忘たんのない御意見をいただきますとともに、協議が円滑に進みますよう、御協力をお願いいたします。

なお、本日の会議の会議録の署名者として、谷川委員と田中義隆委員を指名させていただきます。会議録を調製した後、確認と署名をいただいた上で、公表したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、議題が5件ございます。一括して御説明させていただきます。御協議をお願いしたいと思います。

それでは、

- 議題1 町の区域及び名称の取扱い(案)
- 議題2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)
- 議題3 使用料、手数料、負担金等の取扱い(案)
- 議題4 補助金等の取扱い(案)
- 議題5 財産区の取扱い(案)

これらについて、事務局から一括して説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。資料の1ページをお開きください。議題1の協議番号第4号「町の区域及び名称の取扱い」でございます。

まず、現況でございますが、広島市は、全市域に町の区域を設定しており、全体で1,007の町がございます。このうち、湯来町が属する予定であります佐伯区の町の数128となっております。一方、湯来町につきましては、町の区域として「杉並台」が1つあります。また、町を設定していない区域として「大字下」など8つございます。

次に、調整方針(案)でございますが、まず、「町の区域は、杉並台については現行のとおりとするものとし、町を設定していない区域については当該区域をもって新たに一の町の区域を設けるものとする。」としております。また、「町の名称は、杉並台については現行のとおりとするものとし、新たに設ける町の区域については湯来町とするものとする。」としております。

続きまして、2ページをお開きください。議題2の協議番号第5号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」でございます。

まず、現況でございますが、農業委員会の委員の定数につきましては、広島市は、選挙委員30人、選任委員8人で計38人に対しまして、湯来町は、選挙委員13人、選任委員5人で計18人となっております。なお、括弧内の数値は実員で、定数と実員は同数でございます。また、任期につきましては、広島市は平成16年6月17日から平成19年6月16日まで、湯来町は平成14年9月30日から平成17年9月29日までとなっております。農地面積は、広島市が3,900.3ヘクタール、湯来町が530.3ヘクタール、基準農業者数は、広島市が8,158、湯来町が617となっております。

次に、調整方針(案)でございますが、まず、「湯来町農業委員会は、広島市農業委員会に統合するものとする。」としております。また、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定により、広島市及び湯来町の合併の際湯来町農業委員会の選挙による委員で広島市農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの3人は、広島市農業委員会の委員の残任期間、引き続き広島市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。」としております。

続きまして、3ページを御覧ください。議題3の協議番号第6号「使用料、手数料、負担金等の取扱い」でございます。

まず、現況でございますが、使用料については、広島市79件、湯来町20件、手数料は広島市

39件、湯来町16件、負担金等は広島市11件、湯来町10件、合計、広島市129件、湯来町46件となっております。

調整方針(案)でございますが、「使用料、手数料、負担金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。」としております。また、備考欄に記載しておりますように、公の施設の合併後の取扱いについて、広島市に同様の施設がない町独自の施設もあることなどから、現在、用途や利用実態等を考慮しながら調整中でありますので、その使用料については、引き続き調整を行うことにしております。

4ページ以降に、これらと比較する資料をまとめております。

まず、4ページを御覧ください。使用料の一覧表でございます。8ページにかけまして、湯来町にある使用料20件について、内容を記載するとともに、右側の備考欄に、広島市にある同様の使用料を記載しております。総合福祉センター、就業改善センター、農村環境改善センター、国民宿舎「湯来ロッジ」など、備考欄が空白となっておりますが、これらは、広島市に同様の施設がない町独自の施設であり、これらについては、現在、用途や利用実態を考慮しながら、合併後の位置付けや取扱いについて検討を進めているところであり、使用料につきましては、その検討結果を踏まえ、調整することになります。

9ページから11ページには、広島市にある使用料79件を掲げております。なお、名称に星印を付しているものは、湯来町にも同様の使用料があるものです。また、備考欄には、施設関係の使用料について、施設が複数ある場合の施設数等を記載しております。

12ページをお開きください。手数料の一覧表でございます。14ページにかけまして、湯来町にある手数料16件について、内容を記載するとともに、右側の備考欄に、広島市にある同様の手数料を記載しております。15、16ページは、広島市にある手数料39件を掲げております。

17ページを御覧ください。負担金等の一覧表でございます。18ページにかけまして、湯来町にある負担金等10件について、内容を記載するとともに、右側の備考欄に、広島市にある同様の負担金等を記載しております。19ページは、広島市にある負担金等11件を掲げております。

続きまして、20ページをお開きください。議題4の協議番号第7号「補助金等の取扱い」でございます。

まず、現況でございますが、補助金等の件数は、広島市及び湯来町の両方にある補助金等44件、広島市にのみある補助金等142件、湯来町にのみある補助金等34件、合計で広島市は186件、湯来町は78件となっております。

調整方針(案)でございますが、「補助金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。」としております。また、備考欄に記載しておりますように、広島市及び佐伯区並びに湯来町の各社会福祉協議会が交付している補助金等については、各社会福祉協議会で構成する合併調整会議で協議を行うことにしております。

21ページ以降に、補助金等の内容をまとめております。21ページを御覧ください。広島市及び湯来町の両方にある補助金等44件を掲げております。22ページから25ページにかけまして、広島市にのみある補助金等142件を掲げております。26ページから31ページにかけまして、湯来町にのみある補助金等34件の内容について記載しております。湯来町にのみある補助金等については、原則、廃止することになりますが、右側の備考欄に、町の制度ができるだけ生かされるよう、広島市の類似制度や経過措置等に対応することについて、現時点での考え方をとりまとめております。

いくつか例を申し上げますと、まず、26ページの1番目の「職員厚生事業補助」、2番目の「人間ドック補助」、3番目の「ふるさとづくり人材育成事業補助」、4番目の「ふるさと塾助成事業補助」につきましては、備考欄に記載しているとおり、広島市に同様の補助がありますので、この制度で対応することを考えております。

続きまして、27ページの1番目の「スポーツ振興費補助」につきましては、財団法人広島市ス

ポーツ協会が実施する各種事業を利用していただくことができ、2番目の「やまびこの会補助」については、広島市主催の研修会への案内等、支援策を講じることを考えております。

28ページをお開きください。上から2つ目の「広島総合病院施設整備事業補助」と下から2つ目の「企業等立地奨励事業補助」につきましては、経過措置として、一定期間、町の制度を維持することにしております。このように、湯来町にのみある補助金等の廃止に当たっては、極力、制度の趣旨を生かせるよう配慮したいと考えております。

続きまして、32ページをお開きください。議題5の協議番号第8号「財産区の取扱い」でございます。

まず、現況でございますが、広島市には、久地をはじめ7つの財産区が、湯来町には、砂谷財産区が1つあります。財産区の区域、設置年月日は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、設置経緯ですが、広島市の元宇品町財産区以外の財産区は、広島市との合併の前の町村合併により、当時の村有財産の一部を財産区とし、広島市がそのまま引き継いだものであり、元宇品町財産区は、安芸郡仁保島村字宇品の広島市への編入に伴い、当時の村有財産の一部を財産区としたものです。湯来町の砂谷財産区は、昭和31年に、砂谷村、水内村、上水内村の合併により湯来町が発足した際、当時の村有財産の一部を財産区としたものです。

次に、財産区が財産として所有している山林等の面積は、それぞれ記載のとおりでございます。

また、財産区の管理者ですが、広島市については市長、湯来町については町長となっております。

次に、財産区が設置している機関ですが、広島市の久地をはじめ5つの財産区には、財産区議会が設置され、三入、元宇品町の財産区には、財産区管理会が設置されています。湯来町の砂谷財産区には、財産区議会が設置されています。

最後に、財産区議会の議員、財産区管理会の委員の定数等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、調整方針（案）ですが、砂谷財産区は、合併後も存続するものとしませんが、現在、設置されている財産区議会については、財産区管理会を設置した場合の方が、財産区議会を設置した場合に比べて、財産区議会議員の選挙に要する事務費が不要となり、経費節減を図ることができるなどのメリットがあることから、調整方針（案）としましては、「砂谷財産区は存続するものとし、同財産区には、財産区管理会を置くものとする。」としております。

議題1から議題5までについての御説明は、以上でございます。

（秋葉会長）

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ、田仲委員。

（田仲委員）

失礼します。湯来町の合併のほうの副委員長をやっております、田仲と申します。

私がちょっとお聞きしたいのは、議題2の「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」につきましてですけど、広島市と合併すればですね、平成19年の6月16日までは、法律8条の第1項の規定により3名は在任することができます。だけど、19年の6月16日以降はですね、どのような方法で今の3人がそのまま残るのか。というのは、やはり、湯来町にとっては、農業振興というのは一番将来に向けても大切なことでございます。その時に、やはりその、委員が何人残るのかということが、やはり住民の方も気にしておりますので、その辺はどういうふうになるのか説明をお願いしたいと思います。

（秋葉会長）

はい、事務局、お願いします。

( 広島市経済局農林水産部農政担当課長 )

失礼します。農政担当課長でございます。

合併特例期限後の湯来地域の委員の数についての御質問でございますが、まず、合併特例法の経過期限後の広島市全体の農業委員会の選挙による委員の定数についてでございます。農業委員会の選挙による委員の定数は、「農業委員会等に関する法律」の規定によりまして、農地面積、基準農業者数の規模に応じて定められております。湯来町と合併した場合、本市の農地面積は、表にございますように、3,900.3ヘクタールから4,430.6ヘクタールに、また、基準農業者数は8,158から8,775になります。現行の選挙による委員の定数を変えるほどの変動ではないためにですね、選挙による委員の定数は現行の30のままでございます。

次に、合併後の選挙区及び各選挙区ごとの定数についてでございますが、現在、本市では、「広島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例」によりまして、8つの選挙区を設置しております。選挙区の設置基準につきましては、「農業委員会等に関する法律」によりまして、選挙区の区域内の農地面積が500ヘクタール以上か、又は基準農業者数が600以上とされております。平成16年3月末時点の数字で見ますと、湯来町の区域はこの基準を上回っております。したがって、合併後の選挙区については、現時点の数字で見ますと、佐伯区の区域を選挙区としている第8選挙区に湯来町の区域を編入するか、又は湯来町の区域をもって新たに一つの選挙区を設けるか、という方法が考えられますが、現在、本市の農業委員の任期が満了となります平成19年6月までに、農地面積等の動向を勘案して決定したいと考えております。

また、各選挙区ごとの委員定数についてでございますが、これも同じく「農業委員会等に関する法律」によりまして、おおむね選挙人数の数に比例して条例で定めなければならない、とされております。したがって、選挙区を変更する際に、全体定数30名でございますので、これを各選挙区ごとの選挙人数に応じた配分を行うことにしております。以上でございます。

( 秋葉会長 )

はい。御質問の趣旨はですね、恐らく、概数でもいいんですけども、実際にそういう手続きを経た後、佐伯区に編入されたら、佐伯区の定数がどのくらいあって、その中で、湯来町は可能性としてはどのくらい出せるかもしれない、といったような、その傾向はどうなるんでしょうか、という質問の趣旨だと思うんですが、そのあたりについての概数はわかりますか。

( 広島市経済局農林水産部農政担当課長 )

仮定の話で具体的な数字はちょっと申し上げにくいわけでございますけれども、参考に、現在広島市が8つの選挙区を設けて定数を配分しておりますので、参考までにこれを申し上げたいと思いますが、第1選挙区は中、東、南、西区、選挙人数が約1,500名で2人。第2選挙区が沼田町を除く安佐南区で3名、選挙人数が約2,300名。第3選挙区が安佐南区の沼田町、選挙人数が約1,900名。第4選挙区が安佐北区白木町、高陽町でございますが、選挙人数が3,900で7名。第5選挙区が安佐北区可部町で選挙人数が2,400名で4名。第6選挙区が安佐北区安佐町で2,200名で4名。第7選挙区が安芸区で約2,500名で4名となっております。また、佐伯区は1,950名で3名となっております。

このような状況で、これをこの定数30名を今後合併します湯来町さんを加えて配分するわけでございますが、そうしますと、現在考えられる数字は約2名、現在の数字で2名になる予定でございますが、改正後の農地面積あるいは基準農業者数の変動によって若干これが変わる場合があるかと思っております。以上でございます。

( 田仲委員 )

どうもありがとうございました。大変よくわかりました。湯来町、私たちにとってはですね、合併してもやはり農業っていうものは、これ、欠かせないものですから、本来ならば3名ぐらい本当は欲しいんですけど、今の話を聞きましたら、2名ということだけでもよくわかりました。ありがとうございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。そのほかに御質問、御意見ございましたら。はい、白井委員。

(白井委員)

失礼いたします。白井でございます。

質問というよりか意見になるかもわかりませんが、この市町村合併にかかわりまして、湯来町は広島市にラブコールをいたしましたし、当局におかれましては、最大限の御理解をいただき、本日も、こうして合併にかかわる未来に向けてのまちづくりに資する協議に、敬意を表しておりますのでございます。感謝を申し上げます。

さて、自治体の規模は、御承知のとおり、非常に規模の大きさと小さな町、さらに、行政の仕組みなりによって生まれております慣習というようなものも、私は異なっておると思っております。そうした状況の中でありますから、事務局等で調整作業等につきましては、非常に多くの困難もあるものと考えます。しかし、住民といたしましては、速やかに一体化して、地域の発展や住民の福祉の向上につながることを切望しておりますのでございます。

したがって、本日の協議番号の第3号にかかわってでございますけれども、いわゆる「使用料、手数料、負担金等の取扱い」等でございますが、これにつきましては、それぞれ広島市の条例や規則等で定められているものと考えますが、とりわけ、施設等の使用料につきましては、規模あるいは内容あるいは装備されておるもの等々において、広島市の施設とは大きく異なっておるものがあります。調整方針にもありますとおり、用途や利用実態に十分考慮をしていただきたく、お願いを申し上げます。一つよろしくをお願いいたします。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。その他御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。はい、山本委員。

(山本(孝)委員)

山本でございます。

協議事項4の「補助金の取扱い」についてですが、地方財政の厳しい状況の中、本町においても見直しがされているところでございますが、しかし、個別の助成事業の中には事業効果が見込まれるものもあり、原則として広島市の制度に統一することに異存はありませんが、本町の地域事情等も踏まえた取扱いをお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(秋葉会長)

はい、御意見承っております。そういったことも勘案しながら、現在事務方で調整をしておりますので、特に個別の問題について御提案等ございましたら、また、積極的に御提案いただければと思います。田仲委員。

(田仲委員)

失礼します。今の補助金の事についてですけど、湯来町の場合はですね、やはり観光事業っていうのは一番大事なことで、もちろん農業振興もそうですけど、やはり広島市と合併してですね、思



ったよりは財政も上がるなあ、税金も上がるなあということにするにはですね、やはりいろんなイベントとかそういう観光事業に対しての補助っていうものは、どのくらい将来やっていただけるのか、そういうところを、ちょっとまあ具体的まではいかなくてもですね、説明していただきたいんです。よろしくお願いします。

(秋葉会長)

事務方で答えられれば、お願いします。

(平城事務局長)

どの程度の補助金を、というところは、具体的にはですね、予算編成等でですね、一つ一つの事業の必要性、効果等を見ながら査定をしていくことになっていきますが、湯来町の地域特性ですね、あるいは地域の活性化等につながるような補助につきましては、その補助の効果等も十分考えてですね、公益性につながる補助金につきましては、積極的に補助していくような方向で検討されるものと考えております。

(田仲委員)

はい、わかりました。今、皆さんも知っているように、観光客数っていうのはどんどん減ってきているわけです。湯来町も温泉を生かしてやろうとすれば、いろんなイベントとかそういうのを今からやっていかなきゃいけないと思っておりますんで、ぜひとも、まあ一つ御協力っていうか、力を入れていただきたいと思っておりますんで、よろしくお願いいたします。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。その点も勘案して合併建設計画等に反映できればというふうに考えております。

その他、御質問あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。それでは、特にそれ以外の御意見もないようでございますので、お諮りしたいと思います。議題の1から議題5までについてですが、原案どおり御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。「異議なし」の声をいただきました。それでは、御了承いただきましたので、「町の区域及び名称の取扱い(案)」、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)」、「使用料、手数料、負担金等の取扱い(案)」、「補助金等の取扱い(案)」、「財産区の取扱い(案)」につきましては、原案のとおり進めさせていただきます。

以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。この他に何か御意見等ございましたら、お願いいたします。はい、どうぞお願いいたします。山本議長、お願いします。

(山本(慣)委員)

その他で一言お礼を申し上げたいと思いますが、今日は雨の中、遠路わざわざ市長さんをはじめ、市議会議長さん、それぞれ遠路、遠い所へおいでいただき誠にありがとうございました。広島市との合併は、本町の新しいまちづくりの起点となるものと確信しておりますのでございます。今後とも、合併特例法の財政支援策が活用できる合併の実現に向けて、格段の一つ御配慮を賜りますよう強くお願いを申し上げて、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(秋葉会長)

はい、御丁寧なお言葉ありがとうございました。その他に御意見等ございましたら。金子委員、お願いします。

(金子委員)

私、大都市制度等対策特別委員会の委員長という立場でここに出席をさせていただいておるわけですが、一昨日、この委員会が合併問題も所管をしておりますので、特別委員会を開催したところでございます。その中でありました主な意見は、やはり先ほど議長さんもおっしゃった、特例法内に、まずこのタイミングで進んでいって実現可能なんか、という心配がございました。委員の大半がこの合併に対しては前向きでもございますし、何とか実現したいという気持ちは持っておるわけですが、御承知のように、来年3月31日が期限になっております。それまでに、1年間の猶予ということで、期限は延びましたが、県への届出がそれまでに必要ということで、それから逆算していくと、今のペースで行って果たして大丈夫なんか、というのが大方の委員の心配でございました。そういうふうなことも含めて、今からまだこれ以外のもろもろ、調整をお願いせにゃいかん、湯来町さんの方にも努力していただかにゃいかん問題、また、広島市と思いを合わせて解決していかにゃいかん問題というのが、まだまだたくさんあると思いますが、この合併特例法の中の財政支援が受けられないということになると、広島市にとっても、現在の湯来町さんにとっても、一緒に合併した後は、同じ広島市民になるわけでございます。それが受けられんというようなことになると、お互いが損をするということでございますので、事務方をはじめ、関係者一致団結して、目標達成をしていくように、これは私どもも含めて、頑張っていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。山本委員、金子委員から、特に事務方それから関係者すべてに対して心強い激励の言葉をいただいたと思っておりますので、できるだけ早いペースで、広島市民そして湯来町民のためになる調整をお願いしたいということでもよろしいかと思っておりますが、それで今日の会をまとめさせていただくと、大変いい雰囲気で終わることになりますが、特にその他御意見・・・どうぞ、平木委員。お願いします。

(平木委員)

特別委員会の副委員長を務めております平木と申します。

特別委員会で広島市は、湯来町だけでなく海田町、府中町との合併問題をいろいろ審議してきたわけなんですけれども、残念ながら海田町の場合は、だいぶ進んでおりながら、まあ、こういう結果になったわけなんですけれども、その原因の一つとして私が個人的に感じているんですけれども、やはりあの、広島市と合併するということになると、ほとんど広島市の制度に合わせるということになるわけですね。そうすると、そのことに関して一番不安に思われるのは、やはり町民の方ではないかな、というふうな感じがしております。そうした意味で、情報といいましょうか、そういう説明がですね、十分になされていなかったのがつまずいた原因ではなかるうか、というような気もしておりますので、町民の方への十分な御説明といいましょうか、そういったことを是非よろしくお願ひして、町民の皆様の御賛同を得られるような方向でお願いできればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(秋葉会長)

ありがとうございました。大変重要な御指摘をいただきました。その点についても十分対応をし

ていきたいと思ひます。その他の御意見、御質問等ござひますでしょうか。

それでは、大変前向きな御意見等をいただきましたので、これをもちまして本日の会を終了させていただきます。

次回、これは第3回の協議会になりますが、日時等については、事務局で調整をいたします。後日、その結果について御通知させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はお忙しい中、そして雨の中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

閉会 午後3時40分

以上、第2回広島市・湯来町合併研究協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

広島市・湯来町合併研究協議会議長 秋葉 忠利

広島市・湯来町合併研究協議会委員 谷川 正徳

広島市・湯来町合併研究協議会委員 田中 義隆